各県立学校長 様

高等学校課長 特別支援教育課長

教職員の服務規律の徹底について(通知)

教職員の服務規律の確保や不祥事の未然防止については、平成26年3月28日付けの教育長通知をは じめ、機会あるごとに教職員に対する一層の徹底をお願いしているところです。

今般、公立中学校の教諭が職場のパソコンを不適正に使用する事案が発生いたしました。この事案は、 過去にも公務用パソコンを使って不適切な画像を閲覧し、厳重注意の措置を受けていたにもかかわらず、 その後も長期間にわたって、勤務時間内外において、インターネットに接続して、同様のことを繰り返し 行っていたというものです。

このような行為は、職務に専念する義務に違反する行為であるとともに、社会人としての規範意識の欠如を指摘されるものでもあります。また、子どもたちの成長を願い、より良い方向に導いていくべき教職員が、このような行為を行ったことの社会的影響は測り知れず、教育公務員としての社会的信用を著しく失墜させる事案であると考えております。

貴職におかれましては、下記のことについて徹底を図るべく、所属教職員への指導をお願いいたします。

記

- 1 学校等の勤務公署においては、パソコンやインターネット等は、職務を遂行するために活用するものであり、私的な目的のために使用することがないよう、適正な使用について教職員同士で確認すること。
- 2 勤務時間内においては、たとえ空き時間や放課後であっても職務に専念する義務を負うものであり、 教育公務員として県民に常に説明できる行動をとるよう指導を行うこと。
- 3 その他、教育公務員として信用を失墜させるような行為を行うことがないように、各職場において服 務規律の確保と不祥事の根絶に向け取組を確認し合うこと。